

こんにちは 家畜保健衛生所です



令和元年12月

栃木県の野鳥の糞便から 低病原性鳥インフルエンザウイルスを検出

栃木県大田原市で11月25日に採取された野鳥の糞便1検体から低病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N3亜型)が検出されました。

★ウイルスを農場に侵入させないよう、飼養衛生管理基準を遵守し、特に次の事項に注意して下さい。



- 関係者以外の立入禁止
- 防鳥ネットの破損や屋根と壁の間のすき間等を補修
- 鶏舎周辺への消石灰の散布
- 野生動物の侵入を発見したらすぐに対応
- 作業者は衛生管理区域専用の作業着・靴を着用
- 車両・靴の消毒の徹底、踏み込み消毒槽等の消毒薬の定期的な交換
- 鶏の飲み水(※)の適切な消毒 ※水道水以外を使用の場合

◎次の症状を発見された場合はすぐに家畜保健衛生所にご連絡ください

- ・死亡率の増加
- ・鶏冠・肉垂等のチアノーゼ
- ・沈うつ
- ・産卵率の低下



通報遅れを防ぐために…

- ①平均死亡率の2倍以上の死亡又は5羽以上のまとまった死亡を確認した場合は、家畜保健衛生所に届け出てください
- ②鶏の死亡の原因が鳥インフルエンザ以外の事情によるものと思われた場合でも、ご自身だけで判断せず、家畜保健衛生所にご連絡ください



平日

家畜保健衛生所業務第一課
0743-59-1700

家畜保健衛生所業務第二課
0745-62-2440

※つながらなければ、県庁守衛室(0742-22-1001)をお願いします